

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 洪水ハザードマップ

洪水などによる浸水が予想される場合区域、避難場所などの情報を地図上に掲載したもので、越前市洪水ハザードマップには、洪水などによる浸水想定区域のほか、土砂災害の危険区域等を記載している。

当市は、洪水予報河川である日野川と、水位周知河川である浅水川、鞍谷川、吉野瀬川の3河川が市街地を流れており、その流域が計画規模の降雨で0.5m未満の浸水が想定される。

2) 地震ハザードマップ

近年大規模な地震が多発しており、建物の倒壊等大きな被害が生じている。当市は今後発生のおそれのある地震によるゆれの大きさや、建物被害の可能性を示した地震防災マップを作成している。J-SHIS地震ハザードステーションによると、震度6弱以上の地震が今後30年間で約4%の確率で発生すると言われている。

3) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、地域の中で土砂災害が発生した場合に危害を受ける恐れのある範囲を地図上に示したもので、平成16年以降に指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域をもとに対象となる区域がある町内単位で作成している。

4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

①味真野地区

入谷町 中居町 蓑脇町 桧尾谷町 余川町 池泉町 文室町 萱谷町 南小山町 北小山町 宮谷町

②栗田部地区

西檜尾町 栗田部町西山地区 栗田部町栄地区 栗田部町蓬莱地区 栗田部町旭地区

③岡本地区

不老町 大滝町 岩本町 新在家町 定友町 杉尾町 轟井町 島町 長五町 大平町 八石町 中印町 別印町 南坂下町

④白山地区

都辺町 上杉本町 二階堂町 千合谷町 菖蒲谷町 堀町 土山小谷町 安戸町 菅町 米口仏谷町 丸岡町 沓掛町 小野町 上黒川町 下黒川町 安養寺町 曾原町 栗野町 小杉町 牧町 若須町 中野町 萩原町

⑤服間地区

朽飯町 高岡町 藤木町 領家町 春山町 東檜尾町 波垣町 寺地町 横住町 清根町 相木町 西河内町 室谷町 長谷町 北坂下町 殿町 大谷町 南中町 赤谷町 水間町 柳元町 市野々町

⑥南中山地区

野岡町 山室町 富士見台町 東庄境町 西庄境町 赤坂町 新堂町 国中町 中津山町

5) その他

昭和28年9月の台風13号では、旧今立町において災害救助法が適用された。

日野川本川の決壊による外水氾濫は、昭和40年の台風24号による災害まではみられたが、それ以後は治水工事が進捗したため、本川洪水による直接の浸水被害はみられなくなった。しかし、昭和40年以後、都市化による市域の進展と土地利用の変化により、豪雨時に中小河川や用排水路に起因した局所的な内水氾濫による水害の危険性が高くなった。

平成16年7月の福井豪雨では、旧今立町において避難勧告が4回出され、被害に対し災害救助法が適用された。

平成24年7月の東部集中豪雨では、粟田部地区、岡本地区、味真野地区で浸水害が発生した。

平成25年7月の大雨洪水警報では、浸水・土砂災害のおそれのある町内に避難勧告を発令した。同年9月の台風18号では、吉野瀬川流域で浸水のおそれのある町内に避難勧告を発令した。

平成29年10月の台風21号では、吉野瀬川流域で浸水のおそれのある町内に避難勧告、服部川流域で浸水のおそれのある町内に避難準備・高齢者等避難開始を順次発令した。浸水被害は見られなかったものの、強風による被害が市内全域で発生した。

平成30年7月の豪雨では、浅水川流域に避難準備・高齢者等避難開始、吉野瀬川流域に避難勧告、服部川流域に避難指示（緊急）を発令し、土砂災害の危険のある町内に対し避難勧告（土砂災害）を発令した。坂口地区、粟田部地区、南中山地区、服間地区で土砂災害や床下浸水の被害が発生した。

平成30年8月の大雨警報（浸水害）では、村国観測所で1時間降水量52mmを観測し観測史上最大となった。

平成30年9月の台風21号では、暴風警報が発令され、各地区公民館を自主避難場所として開設した。その後大雨警報の発令に伴い市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令した。強風による被害が市内全域で発生し、停電や倒木等の報告が相次いだ。

(2) 商工業者の状況（令和元年4月1日現在）

・商工業者数 1,050人

・小規模事業者数 997人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	226	222	
	製造業	321	300	伝統産業である越前和紙は岡本地区 越前打刃物は味真野地区 越前漆器は主に服間地区
	卸売業	55	53	
	小売業	164	155	
	飲食宿泊業	46	45	
	サービス業	217	201	
	その他	21	21	

※越前和紙、越前打刃物、越前漆器以外は、地区内に広く立地。

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組み

防災計画の策定及び計画の推進（越前市HPに計画掲載）

①越前市防災対策＜一般対策編＞ 平成18年3月策定 平成30年11月修正

②越前市防災対策＜震災対策編＞ 平成18年3月策定 平成30年11月修正

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福井県商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄と商工会災害システムの推進
- ・当市が実施する防災訓練（10月）への参加および協力

II 課題

・現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

＜目標＞支援により策定された事業者BCPの件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模事業者	12件	16件	20件	20件	20件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	4件	4件	8件	8件	8件
うち事業継続計画	8件	12件	12件	12件	12件
[参考]中小企業(小規模除く)	2件	2件	2件	2件	2件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・発災時等迅速な対応が行えるよう、当会、当市、武生商工会議所と連絡体制を確認するなど日頃から相互の情報共有を図っていく。
- ・当市と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ等において、国や福井県、当市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・武生商工会議所と連携し、事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介を行う。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、ホームページ等を活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年8月（令和元年5月更新）に事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・福井県商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜と協力し、事業継続力の強化に向けた支援取組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
- ・当支援計画に関する対話の場を年1回（時期：11月 構成員：当会、当市、武生商工会議所）設け、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行

う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など）を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者被害に激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、

あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

(様式)

実態調査票

策定者： _____
電話番号： _____

メールアドレス： _____

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額内訳					被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死者の有無、操業・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など
				被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそで可	土地 (増積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

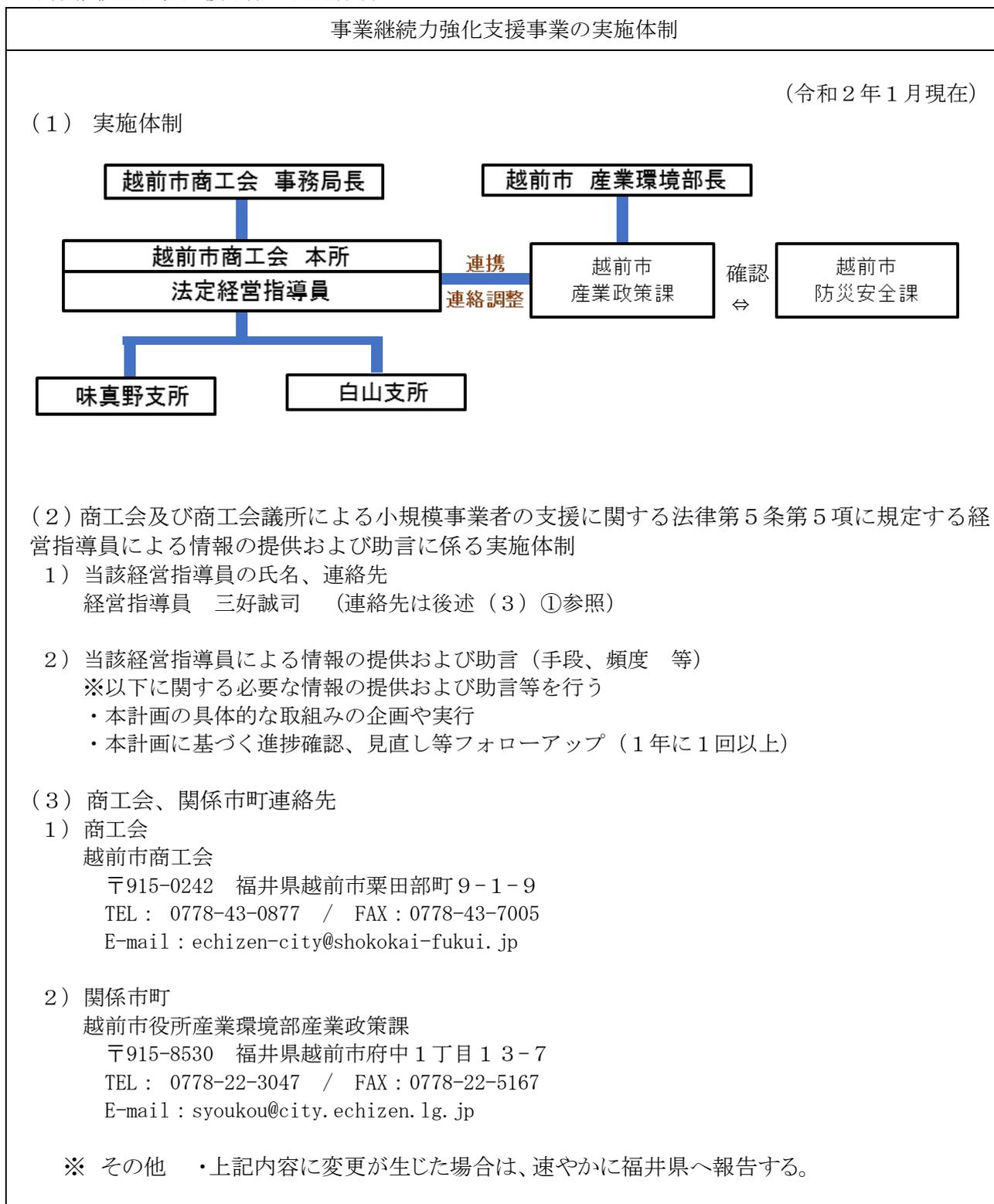
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	140	140	140	140	140
・会議費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、越前市補助金、福井県補助金、全国連補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

